

消費者トラブル 回避ノート (若者編)

騙されないとはいには・・・



北海道消費生活センター
開子キャラクター
ちえ子さん

「消費者トラブル回避ノート(若者編)」の使い方

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると、親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約を結ぶことができるようになります。例えば、携帯電話の契約やローンを組む、クレジットカードを作る、一人暮らしの部屋を借りるなど。最近は、ネット通販で簡単に商品やサービスを購入できる機会が増えており、こうした契約も対象です。

18歳でできることが増える一方で心配されるのは、社会経験が浅い若者の消費者被害です。未成年者契約としての取り消しが主張できなくなるため、悪質業者に狙われやすく、様々な手口で強引に高額な商品やサービスの契約をさせられる可能性があります。

そこで、北海道では、若者が陥りやすい消費者トラブルについて皆さんに知ってもらい、消費者被害を未然に防止するため、北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」と「ちえ子さん」が登場する動画と、このノートを作成しました。

この動画やノートでは、「かしこしか」と「ちえ子さん」が、問題点や対策について分かりやすく解説しています。

動画を視聴した後に、このノートを見ながら、「どこに問題点があったのか」「どうすれば、トラブルを回避できたのか」「トラブルにあわないようにするにはどうすればよいのか」といったことについて、個人で考えたり、グループで意見を出し合ったりしながら、トラブル事例を自分に置き換えて考えてみましょう。

消費者トラブルは、一度冷静になって落ち着いて考えたり、信頼できる人や消費生活センターに相談してみたりすることで、大きな被害を防ぐことができると言われています。

「自分だけは大丈夫」というポジティブバイアスが、確認すべき重要なポイントを見逃したり、誰かに相談するという行為を遠ざけている可能性があります。私たちの周りには、トラブルの種がたくさんありますが、少し考え方を変えてみることで、危険に気付くことができるようになります。是非、動画やノートを活用しながら、トラブル回避術を身に付けてください。

令和5年3月
北海道立消費生活センター

テーマ1

定期購入 トラブル



1回だけのつもりで申し込んだ健康食品や化粧品が、「定期購入」契約になっていたという相談が、年代を問わず多数寄せられています。

トラブルになっている「定期購入」とは、1回目だけが極端に安価で販売されますが、2回目以降の販売価格が定価となり、複数回購入しなければ解約できないという販売方法で、全国的に急増しています。

「通信販売」で商品を購入する時は、商品のイメージや価格だけでなく、契約条件や解約方法についてもよく確認しましょう。

また、インターネット通販では、最終確認画面に次の6項目 ①分量、②販売価格、③支払いの時期・方法、④引渡・提供時期、⑤申込みの撤回、解除に関する事、⑥申込み期間(期限のある場合) を記載することが事業者には義務付けられています。注文の際には、この内容をよく確認するとともに「契約条件のチェックリスト」を活用してみましょう。後から確認できるよう、契約時の画面をスクリーンショットやプリントアウトにより保存しておくようにしましょう。

参考：(独)国民生活センターHP

「インターネット通販 契約条件のチェックリスト」

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230315_4_lf.pdf



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



16



14



17



15



18



19



20



21



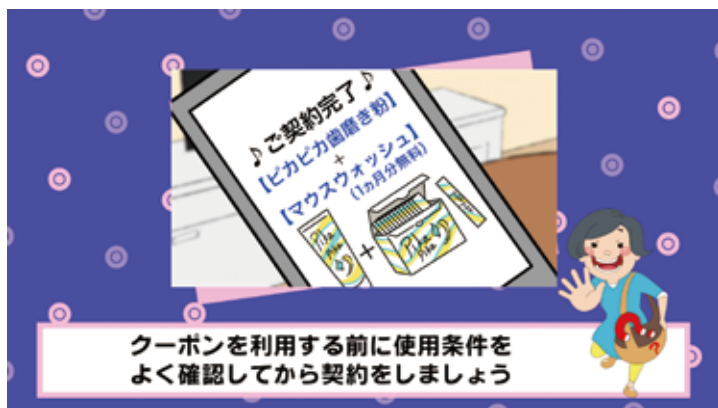
22



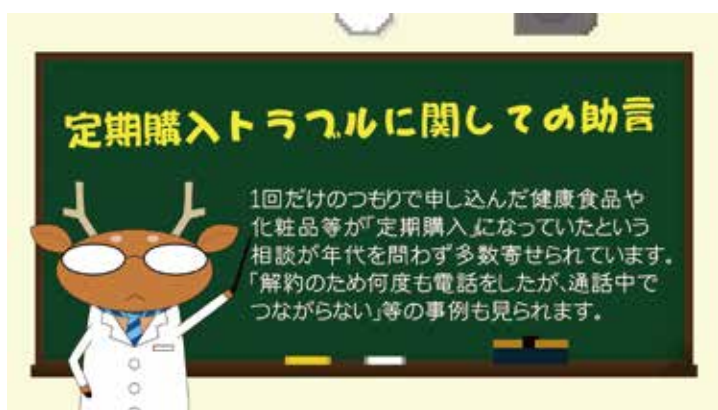
23



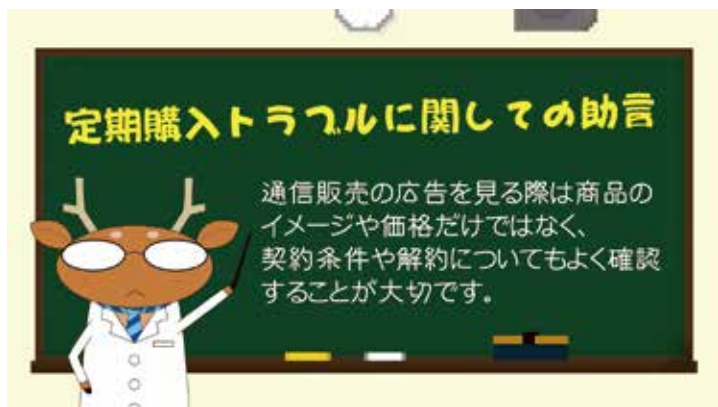
24



25



26



27



28



29



30

テーマ2

SNSを介した儲け話 トラブル



「簡単に稼げる情報がある」「気楽に始められる副業」等と強調するインターネット広告やSNSの情報等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。

親しい友人や知人からの誘いでも、また、面識はないが頻繁に連絡をとっているSNS上の知り合い等からの誘いでも、お金にからむ話を安易に信じてはいけません。

断りたくて「お金がない」と言っても、「消費者金融から借金をすればよい」と強要されるケースもあります。断る時は、はっきりと「契約しない」と言いましょう。

トラブルにあわないためにも、勧誘されてもすぐに契約せず、一度冷静になって、信頼できる人や消費生活センターに相談するようにしましょう。



1



2



4



3



5



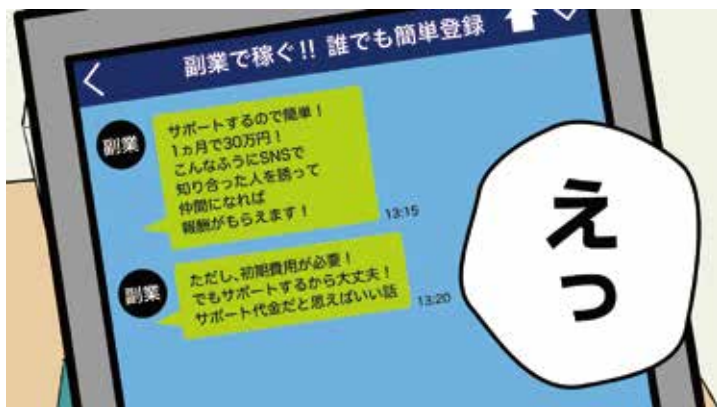
6



7



8



9



10



11



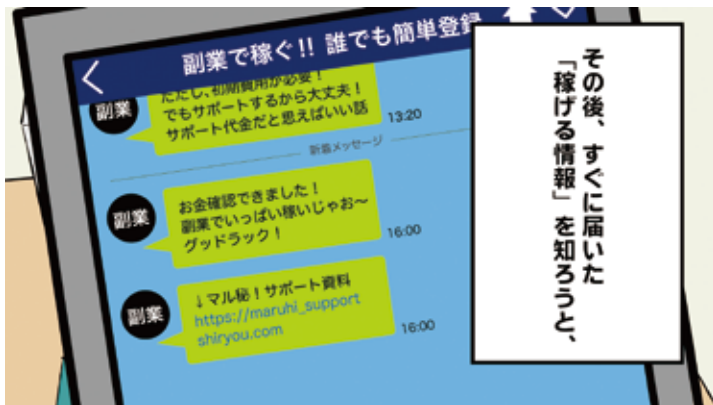
12



13



14



15



16



17



18



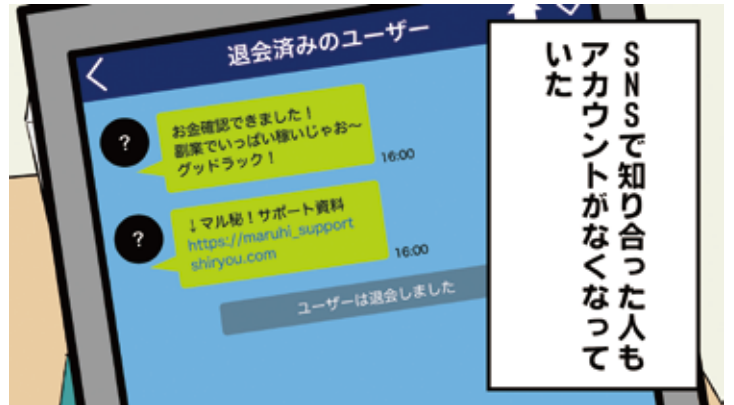
19



20



21



22



23




24



SNSは、すぐに色々な人と知り合いになる事ができ便利ですがお金が絡む情報を信用してはいけません。

25



安易に信用をして契約内容も確認をせずにお金を支払うと相手と連絡が取れなくなります。

26



簡単に儲かるとの言葉を信じてしまうと借金だけがあなたに残ることになります。

27



SNSでの儲け話 トラブルについての助言

契約内容が不当であると主張して返金交渉を求める方法があります。事業者と連絡が取れなくなると解決が難しくなるため、早めに消費生活センターに相談しましょう。

28



SNSでの儲け話 トラブルについての助言

「儲かる」うまい話しはありません。SNSだけのやり取りや広告などを交易に信じないようにしましょう。「すぐに元が取れる」などと言われても、借金してまで契約しないように注意してください。

29



困ったときは、ひとりで悩まず相談!

消費者ホットライン
188
いやや
相談窓口により
受付時間が異なります
北海道立
消費生活センター
相談専用電話
050-7505-0999
平日 午前9時～午後4時30分

消費者被害防止メルマガ
消費者はっとメール
北海道のメールマガジン
検索!

30

私たちの周りには、
トラブルの種がいっぱいです。

まずは、冷静になって落ち着いて考えてみましょう！

そして、信頼できる人や
消費生活センター等の消費生活相談窓口で
相談してみてください！



北海道消費者教育PRキャラクター
「かしこしか」

道民の消費生活の安定と向上のために

北海道立消費生活センター案内

北海道立消費生活センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けている「消費生活相談」のほか、消費者の苦情などによる生活用品の品質や食品の安全性を確かめる「商品テスト」を行ったり、消費生活に関する消費者教育啓発講座を開催しています。また、施設見学も随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。



北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」

北海道立消費生活センター
相談専用電話

受付時間 平日/午前9時～午後4時30分
☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン

いやや
☎ 188 「いやや!」泣き寝入り

お近くの消費生活
相談窓口をご案内

消費者被害防止メルマガ
消費者ほっとメール

北海道のメールマガジン

検索

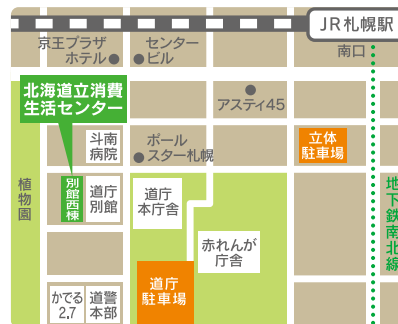
「ホットな」関連
情報配信中!

発行:北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課

編集・発行 北海道立消費生活センター(教育啓発G)
〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210
Email keihtau@do-syouhi-c.jp



困ったときは、ひとりで
悩まず相談しましょう!



開館時間 午前9時～午後5時

相談受付 午前9時～午後4時30分
※土日・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)は休館です。

アクセス J R…札幌駅南口から徒歩10分
地下鉄…南北線・東豊線「さっぽろ」駅から
徒歩10分